

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2016年3月24日 |
| 【会社名】 | 日本たばこ産業株式会社 |
| 【英訳名】 | JAPAN TOBACCO INC. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小泉 光臣 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3582)3111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 コミュニケーション担当 中野 恵 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3582)3111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 コミュニケーション担当 中野 恵 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2016年3月23日開催の当社第31回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2016年3月23日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金64円 総額114,605,732,416円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年3月24日

第2号議案 定款一部変更の件

最適な業務執行体制の構築を目的として、取締役だけでなく、取締役以外の執行役員からも社長及び副社長の選定を可能とするため、所要の変更を行うものです。また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、社外取締役及び社外監査役に加え、新たに社外取締役以外の業務を執行しない取締役及び社外監査役以外の監査役との間においても責任限定契約を締結することを可能とするため、所要の変更を行うものです。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、丹呉泰健、小泉光臣、新貝康司、岩井睦雄、宮崎秀樹を、社外取締役として岡素之、幸田真音を選任するものです。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役として、政木道夫を選任するものです。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

第1号議案から第4号議案

| 決議事項 | 賛成数 | 反対数 | 棄権数 | 出席議決権数 | 賛成率 | 決議結果 |
|-------|------------|---------|--------|------------|-----|------|
| 第1号議案 | 15,634,140 | 1,532 | 8,314 | 15,643,999 | 99% | 可決 |
| 第2号議案 | 15,582,803 | 52,870 | 8,314 | 15,643,998 | 99% | 可決 |
| 第3号議案 | | | | | | |
| 丹呉 泰健 | 15,443,337 | 182,696 | 17,834 | 15,643,995 | 98% | 可決 |
| 小泉 光臣 | 15,542,124 | 83,909 | 17,834 | 15,643,995 | 99% | 可決 |
| 新貝 康司 | 15,430,244 | 182,956 | 30,662 | 15,643,990 | 98% | 可決 |
| 岩井 睦雄 | 15,403,134 | 210,066 | 30,662 | 15,643,990 | 98% | 可決 |
| 宮崎 秀樹 | 15,430,427 | 182,773 | 30,662 | 15,643,990 | 99% | 可決 |
| 岡 素之 | 15,600,930 | 34,531 | 8,410 | 15,643,999 | 99% | 可決 |
| 幸田 真音 | 15,627,967 | 7,494 | 8,410 | 15,643,999 | 99% | 可決 |
| 第4号議案 | | | | | | |
| 政木 道夫 | 15,633,178 | 2,455 | 8,314 | 15,643,999 | 99% | 可決 |

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使した株主及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認した議決権の数により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を加算していません。

以上